

基準適合物	第四条第三号に規定する分別	第四条第四号に規定する分別	第四条第五号に規定する分別	第四条第六号に規定する分別	基準適合物	基準適合物	基準適合物
別表第一の二の項の下欄の口に掲げる業種							
別表第一の二の六の項の下欄のトに掲げる業種							
別表第一の六の項の下欄のトに掲げる業種							
一〇〇分の三〇	一〇〇分の九五	一〇〇分の九〇	一〇〇分の八五	一〇〇分の八五	一〇〇分の八五	一〇〇分の八五	一〇〇分の八五

特定分別基準適合物	率
第四条第四号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の七五
第四条第六号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の六五
別表第三の二（第十一条の三関係）	別表第三の二の次に次の二表を加える。
別表第五に次の二表を加える。	別表第三の二の次に次の二表を加える。
事業者 特定包装利用	事業者 特定包装利用
1 法第十三条第一項の再商品化義務遡り量	1 法第十三条第一項の再商品化義務遡り量
2 法第十三条第二項第二号に規定する容器包装廃棄物として排出される見込量	2 法第十三条第二項第二号に規定する容器包装廃棄物として排出される見込量
3 第十一条の三第一項第一号又は第二号に掲げる量	3 第十一条の三第一項第一号又は第二号に掲げる量
4 第十一条の三第一項の規定により2に掲げる量を算定した場合には、同項第三号に掲げる量	4 第十一条の三第一項の規定により2に掲げる量を算定した場合には、同項第三号に掲げる量
5 当該特定分別基準適合物に係る本邦から輸出される商品に係る特定包装の種類、量及びその輸出先	5 当該特定分別基準適合物に係る本邦から輸出される商品に係る特定包装の種類、量及びその輸出先
6 法第十八条第一条の回収方法	6 法第十八条第一条の回収方法
7 第十条の三第一項の規定により2に掲げる量を算定した場合には、自ら又は他の者に委託して回収した特定包装（6に掲げるものを除く）の種類及びその回収の方法	7 第十条の三第一項の規定により2に掲げる量を算定した場合には、自ら又は他の者に委託して回収した特定包装（6に掲げるものを除く）の種類及びその回収の方法
8 法第十五条第一項の認定を受けて再商品化をする場合には、当該再商品化についていかなるまでに定める事項	8 法第十五条第一項の認定を受けて再商品化をする場合には、当該再商品化についていかなるまでに定める事項
イ 再商品化を必要な行為	イ 再商品化を必要な行為
ロ 再商品化をする特定分別基準適合物の量	ロ 再商品化をする特定分別基準適合物の量
ハ 再商品化に必要な行為を開始した年月日及び終了した年月日	ハ 再商品化に必要な行為を開始した年月日及び終了した年月日
ニ 再商品化をする特定分別基準適合物を保管する保管施設の名称及び所在地並びにその保管施設ごとの再商品化をされる特定分別基準適合物の量	ニ 再商品化をする特定分別基準適合物を保管する保管施設の名称及び所在地並びにその保管施設ごとの再商品化をされる特定分別基準適合物の量
ホ 再商品化をする特定分別基準適合物に係る容器包装廃棄物について分別収集をした市町村の名称及びその市町村ごとの再商品化をされる特定分別基準適合物の量	ホ 再商品化をする特定分別基準適合物に係る容器包装廃棄物について分別収集をした市町村の名称及びその市町村ごとの再商品化をされる特定分別基準適合物の量
ヘ 第十四条第三号イに掲げる場合には、当該認定に係る再商品化をしようとする特定分別基準適合物に係る特定包装を用いた商品の市町村別の販売見込量	ヘ 第十四条第三号イに掲げる場合には、当該認定に係る再商品化をしようとする特定分別基準適合物に係る特定包装を用いた商品の市町村別の販売見込量
チ 特定分別基準適合物を製品の原材料として利用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にした場合には、当該特定分別基準適合物の量並びに譲渡した特定分別基準適合物の量及び当該特定分別基準適合物を原材料として利用した製品の名称	チ 特定分別基準適合物を製品の原材料として利用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にした場合には、当該特定分別基準適合物の量並びに譲渡した特定分別基準適合物の量及び当該特定分別基準適合物を原材料として利用した製品の名称
リ 特定分別基準適合物を自ら燃料以外の用途で製品としてそのまま使用した場合には、当該特定分別基準適合物の量	リ 特定分別基準適合物を自ら燃料以外の用途で製品としてそのまま使用した場合には、当該特定分別基準適合物の量
ヌ 特定分別基準適合物を製品の原材料として利用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にした場合には、当該特定分別基準適合物の量並びに譲渡した特定分別基準適合物の量及び当該特定分別基準適合物を原材料として利用した特定分別基準適合物の量並びに譲渡した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	ヌ 特定分別基準適合物を製品として当該特定分別基準適合物の量並びに譲渡した特定分別基準適合物の量及び当該特定分別基準適合物を原材料として利用した特定分別基準適合物の量並びに譲渡した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

9
8の再商品化に必要な行為の全部又は一部について、法第二十一条第一項に規定する指定法人以外の者と再商品化の委託の契約を締結する場合には、当該契約についていかからへまでに定める事項

イ 契約により委託された再商品化に必要な行為
口 契約を締結した年月日

ハ 契約により委託された再商品化に必要な行為に係る特定分別基準適合物の量

二 契約により委託された再商品化に必要な行為を開始した年月日及び終了年月日

10
再商品化契約を締結する場合には、当該再商品化契約について、いかなる事項で定めることとする。

様式第1(袋固)中「特定容器利用事業者」を「特定容器製造等事業者」に特定容器製造等事業者」を「特定容器利用事業者」に変更する。

規則第4条第1号に規定する分別基準適合物
規則第4条第2号に規定する分別基準適合物
規則第4条第3号に規定する分別基準適合物
規則第4条第5号に規定する分別基準適合物
規則第4条第1号に規定する分別基準適合物

卷

規則第
規則第
規則第
規則第

特定包装又は「」に該当、同様式(裏面)の「第14条第1号イ」に該当、「又は第3号イ」に該当、「特定容器」に該当、「又は特定包装」に該当、同様式(裏面)の「第2号イ」に該当、「第2号イ又は第3号ロ」に該当、「特定容器」に該当、「又は特定包装」に該当、同様式(裏面)の「、又は特定容器」若しくは特定包装又は「」に該当。

特定分別基準適合量の再商品化義務
再商品化をしようとする特定分別基準適合物の量(kg)

規則第 規則第 規則第	再商品化をしようとする特定期別基準適合物の量(kg)
-------------------	----------------------------

平成 11 年 12 月 16 日 木曜日 官

規則第4条第1号に規定する分別基準適合物
規則第4条第2号に規定する分別基準適合物
規則第4条第3号に規定する分別基準適合物
規則第4条第5号に規定する分別基準適合物
規則第4条第1号に規定する分別基準適合物
規則第4条第2号に規定する分別基準適合物
規則第4条第3号に規定する分別基準適合物
規則第4条第5号に規定する分別基準適合物

九

○厚生省令第一号
　　容器包装に係る分別収集及び再商品化に關する省令の一部を改正す
　　第二項第二号ハ及び第四十五条の規定
　　平成十一年十二月十六日

特定容器製造等事業者に係る特定分
　　令
　　特定容器製造等事業者に係る特定分
　　第一号) の一部を次のように改正する。
　　別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

「2. 基準適合物に係る特定容器を用いた商品の市町村別の販売見込量（法第10条第1項の規定により掲げる場合には、当該認定による再商品化をしようとする特定分別基準適合物に係る特定容器を用いた商品の市町村に係るものに限る。）を記載した書類」
「3. 市町村別に掲げる場合に係る特定容器又は特定容器を用いた商品の市町村別の販売見込量（法第10条第1項の規定により別途収集する市町村に係るものに限る。）を記載した書類」
「3. 市町村別に掲げる場合に係る特定容器又は特定容器を用いた商品の市町村別の販売見込量（その区域に法第10条第1項の規定により別途収集する市町村に係るものに限る。）を記載した書類」
「3. 市町村別に掲げる場合に係る特定容器又は特定容器を用いた商品の市町村別の販売見込量（その区域に法第10条第1項の規定により別途収集する市町村に係るものに限る。）を記載した書類」
「3. 市町村別に掲げる場合に係る特定容器又は特定容器を用いた商品の市町村別の販売見込量（その区域に法第10条第1項の規定により別途収集する市町村に係るものに限る。）を記載した書類」

規則別表第二の二の項の下欄の口に掲げる業種 規則別表第一の二の項の下欄のハに掲げる業種 規則別表第一の二の項の下欄のニに掲げる業種 規則別表第一の二の項の下欄のホに掲げる業種 規則別表第一の二の項の下欄のヘに掲げる業種	規則別表第一の二の項の下欄のニに掲げる業種 規則別表第一の二の項の下欄のハに掲げる業種 規則別表第一の二の項の下欄のニに掲げる業種 規則別表第一の二の項の下欄のホに掲げる業種 規則別表第一の二の項の下欄のヘに掲げる業種
	一〇〇分の二五 一〇〇分の七〇 一〇〇分の二五 一〇〇分の一〇〇 一〇〇分の六五
規則別表第二の二の項の下欄のイに掲げる業種 規則別表第一の二の項の下欄のロに掲げる業種	規則別表第一の二の項の下欄のイに掲げる業種 規則別表第一の二の項の下欄のロに掲げる業種
	一〇〇分の一〇〇 一〇〇分の九五

規則別表第一の三の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の八五
規則別表第二の三の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の三〇
規則別表第二の三の項の下欄のヘに掲げる業種	一〇〇分の一〇〇
規則別表第二の三の項の下欄のヘに掲げる業種	一〇〇分の八〇